

苦情解決状況

- ① 市社協広報紙が配布され、振込用紙が添付されているが、賛助会費への協力は強制なのか。
⇒会費への協力はあくまでも任意であり、不快に感じられたことを詫げる。
協力依頼が強制的なものにならないようあらためて周知していく。
- ② 例年、自治会で集めているのに振込用紙が先行して全戸配布（市社協広報紙）をされてしまうために、集め方が変更になったのかと住民から自治会に問い合わせが多数あり、非常に対応に苦慮している。特定の自治会だけ振込用紙を添付しないで配布することはできないのか。また、市社協広報紙で全戸配布された振込用紙を使ってすでに振込をしていた住民に対して、自治会役員が集めに行く状況が見られる。その際、住民によってはすでに払っている事実をその場で伝えにくく、結果的に2重に払っている現状がある。その点についてどのように考えているのか。
⇒市社協広報紙にて振込用紙を添付して広報する方法（全戸配布）は当面の間続けさせていただく可能性が高いこと、また、特定の自治会だけ振込用紙を添付しないで配布するという個別対応は現実的に困難であるが、自治会への問い合わせや2重払いの事案が生じないよう、市社協広報紙に記載する内容を検討（地域で集めさせていただく旨の記載を強調するなど）させていただく旨を伝える。